

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 Q&A集
(令和4年12月24日版)

【はじめに】

本取組は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け実施するものです。具体的には総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設け、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行うこととなります。

本紙では、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付財計第4803号、以下「財務大臣通知」という。)に記載していない事項について、補足説明を行うことを目的とします。

I. 適用対象

- Q1 本取組の適用対象機関はどのようなものとなるか。
A1 会計法及びその関連法令の適用を受ける国の機関が対象となります。
- Q2 今回の措置の対象は総合評価落札方式のみであり、企画競争は対象外か。
A2 企画競争は対象外であり、総合評価落札方式による調達のみが対象となります。
- Q3 今回の措置では、物品・役務だけではなく、建設工事も対象となるか。
A3 建設工事も含め、すべての種別の調達が対象となりますが、直下Q&Aのとおり一部の調達については、評価の対象外となります。
- Q4 「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(平成19年12月7日閣議決定)に基づく自動車の購入及び賃貸借に係る調達は対象となるのか。
A4 評価の対象としません。

II. 評価項目・評価対象

- Q5 評価要件のうち「別途通知する率」は、いつ誰が通知するのか。
A5 財務大臣(財務省主計局法規課)が各省各庁の長へ通知します。令和4年度からの取組に当たっては、令和3年12月17日付財計第4804号により通知済みとなります。
なお、通知は改定があれば通知し、改定がなければその旨連絡いたします。
- Q6 財務大臣通知「2 評価項目」において、(1)と(2)で対象期間を区分している理由は何か。

A 6 本取組の開始年度においては、(1)の令和4年4月以降とした場合、1～12月を事業年度とする者は該当期間が令和5年1月以降となり、令和4年の時点で翌事業年度の賃上げを表明することは難しいと考えられるため、公平性の観点から、暦年での取扱いを可能としたものとなります。

なお、(1)及び(2)のいずれかを選択するかは、入札者の選択によることとして支障ございません。

Q 7 暦年において表明する場合、年初以外に表明した場合でも、暦年の実績により評価することとなるのか。

A 7 そのとおりです。

Q 8 何故中小企業等においては「給与総額」とするのか。

A 8 中小企業等では、大企業と比して従業員の出入りが多いことが想定され、一人当たりの賃金の算出が困難であると考えためです。なお、賃上げ促進税制においても同様の方法を採用しております。

Q 9 中小企業の定義如何

A 9 法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいいます。

Q 10 賃上げの表明を行う者が中小企業等であることの確認はどのように行うのか。

A 10 法人税申告書別表1において「非中小法人」に該当していないことをもって等をもって確認することができます。なお、その場合は協同組合等であるかは、法人区分によりご確認願います。

Q 11 新規企業は比較する前事業年度等がないが、どのように評価するのか。

A 11 評価の対象外となり、加点は受けられません。

Q 12 新たな評価項目の対象は「企業」に限定されるのか。独立行政法人や公益法人、国立大学法人、学校法人などの公共性の高い法人も同様に評価するのか。

A 12 評価の対象となります。

Q 13 外国企業は対象となるのか。

A 13 外国企業も対象となります。手続等は内国法人と同じとなります。なお、契約担当官等が入札書又は参加申請書の作成に用いる言語として日本語以外を認める場合を除き、各種書類は日本語による提出を求めることができます。

Ⅲ. 評価方法・評価基準

Q14 従業員が事業者から賃上げの表明を受ける方法はどのように行うべきか。

A14 事業計画中に従業員の賃上げの実施を記載する等、事業者が従業員に対して賃上げの実施を明示することを想定しておりますが、たとえ口頭であっても、従業員が明示的に表明を受けたことが明らかにされた「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下、「表明書」という。）の提出があれば問題ございません。

Q15 表明書の「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」とはどのような者を想定しているのか。

A15 特定の立場・役職等により制約するところではございません。提出企業等の実情に応じて選出いただくことで問題ございません。

Q16 表明書は任意の様式で代替することは可能か。

A16 事業者が従業員に賃上げの実施を表明していれば、様式は問いません。

Q17 複数の契約担当官等の調達に参加する場合、事業者は表明書を都度作成する必要があるのか。

A17 必ずしも作成いただく必要はございません。契約担当官等の確認は表明書の写しによるものでも支障ございません。

Q18 表明書において押印を求めているが、どのような趣旨か。また、押印する場合には原本の提出が必要なのか。

A18 従業員の「印」については、従業員が代表者から表明を受けたことを証明するため押印を求めたものでありますが、GEPS 等のシステムを使用して提出をする場合には写し（スキャンデータ）を提出することとして問題ありません。

Q19 得点配分はどのように設定すればよいのか。

A19 財務大臣通知別紙2の評価基準例を参考に、調達する案件の性質に応じて決定願います。

Q20 賃上げに係る項目は必須項目となるのか。

A20 必須項目とする必要はありません。

Q21 再委託先や再々委託先といった者も表明書の提出が必要か。

A21 本措置は応札者のみを対象範囲とするため、不要となります。

Q22 共同企業体の場合、代表企業のみが賃上げを表明すればよいのか。

A22 当該企業体に属する全ての企業が賃上げを表明の上、表明書をご提出いただく必要があります。なお、減点措置に関してはQA〇をご参照ください。

IV. 賃上げ実績の確認

Q23 「法人事業概況説明書」(別紙3)を作成しない者の場合、どのような方法で確認するのか。

A23 税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等、企業等が支払った賃金を確認することができる資料をもってご確認願います。

Q24 賃上げを表明した企業が合併等により統廃合された場合、賃上げ実績の確認はどのように行うべきか。また、減点している場合はどのように取り扱うべきか。

A24 承継すべき企業に対して確認することとなります。また、減点についても同様に承継すべき企業に引き継がれます。

Q25 事業者等から確認書類(「法人事業概況説明書」(別紙3)及び「給与所得の源泉徴収等の法定調書合計表」(別紙4)等)の提出を受ける時期はいつか。

A25 「法人事業概況説明書」(別紙3)については事業者等の事業年度終了後2ヶ月以内、「給与所得の源泉徴収等の法定調書合計表」(別紙4)においては毎年1月31日までに作成されることとなりますので、原則として同じ期間内に提出を受けるものとなります。その他の書類については、作成時期を鑑み提出時期が決まることとなります。なお、別紙3及び4については、税務署に提出したものの写しで構いません。

Q26 税理士等の第三者により認められた書類の提出とはどのような方法により行われるのか。

A26 賃上げの実績を確認することができる客観的な証拠書類等とともに、実質的に加点基準を上回っていることについて、税理士等が署名等とともに記した書類を契約担当官等へ提出する方法により行うこととなります。

Q27 「税理士等又は公認会計士等の第三者」とは、どのような者か。

A27 事業者から独立した第三者として、当該事業者の給与等の支給事実を分析し得る立場にある者になります。

V. 賃上げ目標が未実行な者について

Q28 天災地変等やむを得ない事情により表明した賃上げを実行することができなかった者についても、減点をする必要があるのか。

A28 必ずしも、全ての場合において減点する必要があると考えませんが、どのような場合に減点措置を不要とするかは、そのような事情が生じた都度、財務省から各省各庁へ通知することを検討しております。

Q29 財務大臣通知6(3)における「本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等」とは、どのようなことが該当するのか。

A29 例えば、財務大臣通知6(1)の加点を受けるために、確認を受ける事業年度等に賃上げした後、当該確認の対象外である最終事業年度等及びその前事業年度等に意図的に賃下げを行うような場合は該当となります。

Q30 共同企業体の減点措置の対象はどのようになるのか。

A30 共同企業体(事務局)及び表明書の賃上げ基準に達していない者が減点の対象となり、当該基準に達している者は減点対象となりません。

Q31 財務大臣通知5※2の減点対象者の通知はどのように行うのか。

A31 特定の方法を定めるところではございません。書面ないし口頭といった適宜の方法で通知願います。

Q32 減点措置の始期は「財務省主計局法規課から通知された日から1年間」とあるが、通知時点で既に入札手続を開始している案件はどのように取り扱うこととなるか。

A32 当課からの通知後に入札公告を行う案件から適用し、それ以前の手続が行われているものについては、減点の対象となりません。

VI. 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について

Q33 財務大臣通知6(1)による加点措置を行う場合、表明書による加点も行うことができるのか。

A33 それぞれ異なる加点措置であり、両者による加点を行うことができます。

Q34 「実質的に事業の同一性が確認される契約」とは、どのようなものか。

A34 庁舎管理に係る契約や、システムの保守・点検等、先行する契約と次の契約が継続的に事業を行う契約を指します。

VII. 減点措置に関する記載について

Q35 減点措置の記載はどのように行うべきか。

A35 各省で入札説明書等の内容が異なることが想定されるため、次のような記載を例として提示いたします。

・表明書の提出について

→入札説明書中の総合評価のために必要な書類を記載する項に、【従業員への賃金引上げ計画の表明書(様式第〇号)(表明する意思がある者のみ提出すること)】と記載。

・本取組概要について

→入札説明書中の補足的情報を記載する項に、【本調達では、給与等受給者一人あたり

の平均受給額を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率（大企業の場合〇%、中小企業の場合〇%）以上とする旨を様式第〇号により表明した（※）場合、加点することとしている。また、様式第〇号で表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終了後、「法人事業概況説明書」等により確認することとしているため、確認のため必要な書類は速やかに〇〇へ提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式第〇号裏面の（留意事項）を確認すること。】
※ 対前年度又は対前年のいずれかを選択して表明すること。当該選択に応じて表明に用いる様式が異なるので留意すること。

注)「様式第〇号」は表明書（別紙1の1又は1の2）を指します。

VIII. 各省各庁での取組状況の確認

Q36 取組状況の確認は、いつどのように行うのか。

A36 各年度終了後に実施する予定です。方法の詳細については今後検討して参ります。

X. その他

Q37 本措置は期限があるのか。

A37 期限を設定しての措置ではございません。

Q38 「本制度を効果的に実施するため、必要な確認を行うこととする。」とは、どのようなことを想定しているか。

A38 例えば、期中において大量解雇を行った場合において、「法人事業概況説明書」（別紙3）の期末人員が解雇後の人数で記されることとなる一方で、賃金は解雇した者のものも含むため一人当たりの賃金が高くなり、実際には表明した賃上げ基準に未達の者が達成したようになる場合に、必要な確認を行い得るようにするための文言ですが、特定の場合に必ず確認をしなければならないというような具体的事例を想定しているわけではありません。